サービス管理責任者基礎研修 受講資格・実務経験要件

本資料は、株式会社LITALICOが提供する「サービス管理責任者基礎研修」の受講を検討されている方、並びに障害福祉サービス事業所の管理者・人事担当者様向けに、サービス管理責任者受講資格および実務経験要件の詳細を解説した案内資料です。

1. 基礎研修の受講要件と「配置要件」の基本ルール
サービス管理責任者として事業所に配置されるためには、「実務経験要件」と「研修修了要件」の2つを満たす必要があります 。

■基礎研修は「配置要件の2年前」から受講可能
平成31年度（令和元年度）の制度改正により、配置に必要な実務経験年数から「2年引いた年数」を満たした段階で、基礎研修の受講が可能となりました 。

- 受講要件：配置に必要な実務経験年数 マイナス2年（例：必要配置年数5年の場合 ➡ 3年の実務経験で受講可能）
- 実務経験の計算方法：
 - 「1年の実務経験」とは、業務に従事した期間が通算1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを指します 。
 - 例：3年の実務経験 ＝ 在籍期間通算3年以上 ＋ 実勤務日数540日以上
 - 例：6年の実務経験 ＝ 在籍期間通算6年以上 ＋ 実勤務日数1,080日以上

■ 注意事項
基礎研修の受講決定は、指定権者（自治体）によるサービス管理責任者としての配置要件を満たしていることを証明するものではありません。実際の配置に際しては、勤務先の指定権者（都道府県・指定都市等）への実務経験の確認・届出が別途必要となります 。

2. 区分別 実務経験年数一覧（受講要件と配置要件）
受講される方の「保有資格」や「従事してきた業務（相談支援／直接支援）」の区分に応じた必要年数は以下の通りです 。

■受講要件・配置要件の年数比較表

業務区分	対象となる資格・条件	基礎研修の受講に必要な実務経験年数	サビ管・児発管の配置に必要な実務経験年数
① 相談支援業務	資格の有無を問わず、相談支援業務に従事した期間	3年（通算540日以上）	5年（通算900日以上）
② 直接支援業務（有資格者）	・社会福祉主事任用資格 ・保育士 ・児童指導員任用資格 ・介護職員初任者研修 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格 　等の保有者	3年（通算540日以上） ※資格取得前期間も通算可能	5年（通算900日以上）
③ 直接支援業務（無資格者）	上記の資格を有しない者による直接支援業務	6年（通算1,080日以上）	8年（通算1,440日以上）
④ 国家資格等保有者	・医師 ・看護師 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・公認心理師 　等の指定国家資格による　業務に従事した者	1年（通算180日以上） ※指定国家資格取得後の業務に従事した期間が通算3年以上あり、かつ福祉現場での実務経験が1年以上あること	3年（通算540日以上）

3. 実務経験業務の具体的な定義と対象施設
実務経験は、「相談支援業務」と「直接支援業務」の大きく2つに分類されます 。

1) 相談支援業務（日常生活の自立に関する相談・助言・指導を行う業務）
以下の事業所・施設における相談支援・就労相談・教育相談・保健相談業務が対象となります。

相談支援業務	必要な実務経験年数		
	国家資格者	有資格者	左記以外
■ 施設等における相談支援業務 ・指定（特定/障害児/一般）相談支援事業 ・身体障害者相談支援事業 ・知的障害者相談支援事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業 ・児童相談所 ・身体障害者更生相談所 ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者更生相談所 ・福祉に関する事務所 ・発達障害者支援センター ・保健所 ・保健センター（障害者の相談支援業務に限る） ・障害者支援施設 ・障害児入所施設 ・老人福祉施設 ・精神保健福祉センター ・救護施設 ・更生施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域包括支援センター	3年以上	ー	5年以上
■ 就労支援に関する相談支援業務 ・障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター ・区市町村障害者就労支援センター			
■ 進路相談 ・教育相談の業務 ・特別支援学校 ・盲学校 ・聾学校 ・特別支援学級（通級による指導・特別支援教室を含む）			
■ 保険医療機関における相談支援業務 ・病院 ・診療所			
■ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務			

2) 直接支援業務（入浴・排せつ・食事等の介護、訓練・指導を行う業務）
以下の事業所・施設において、対象者への直接的な介護・訓練・支援業務に従事した期間が対象となります 。

直接支援業務	必要な実務経験年数		
	国家資格者	有資格者	左記以外
■施設及び医療機関等における業務 ・障害者支援施設 ・障害児入所施設 ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・療養病床関係病室 ・障害福祉サービス事業 ・障害児通所支援事業 ・老人居宅介護等事業 ・重度身体障害者グループホーム ・区市町村からの委託等で運営されている小規模作業所 ・区市町村からの委託等で運営されている緊急一時保護　事業 ・認知症対応型老人共同生活援助 ・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	3年以上	5年以上	8年以上
■就業支援業務 ・特例子会社 ・助成金受給事業所			
■ 職業教育業務 ・特別支援学校 ・盲学校 ・聾学校 ・特別支援学級（通級による指導・特別支援教室を含む）			

4. 対象となる「有資格者」および「国家資格等」の定義

・「有資格者」の範囲
直接支援業務において、以下のいずれかの資格を取得している（または任用資格を満たしている）場合、必要年数は3年（通算540日）となります 。資格取得前の直接支援期間も通算可能です 。

1. 社会福祉主事任用資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
2. 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者（現：介護職員初任者研修、実務者研修、ホームヘルパー1級・2級等）
3. 保育士
4. 児童指導員任用資格者
5. 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

・「指定国家資格」の範囲
以下の国家資格等に基づき（資格取得・登録後に）、当該資格に係る業務に従事した期間が適用されます 。
対象となる国家資格一覧
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

- 資格取得「後」の業務期間が対象となります 。
- 指定国家資格保有で児童発達支援管理責任者基礎研修を受講するには、「国家資格の登録後に、当該資格に係る業務に従事した期間が通算で一定以上（サービス管理責任者：3年以上）あることが前提となります。その上で、福祉現場での相談・直接支援業務が1年以上（180日以上）含まれていれば受講可能となります。

5. 基礎研修修了後の流れ（**OJT**期間の短縮特例）
基礎研修を修了した後は、実践研修の受講に向けてOJT（現場での実務経験）を積むステップに進みます 。
- 原則のOJT期間：基礎研修修了後 「2年以上」
- 最短「6ヶ月」へ短縮される例外特例：
 - 基礎研修受講開始時点で、すでにサービス管理責任者の配置に必要な実務経験要件（3年～8年）を満たしていること 。
 - 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の一連の業務（アセスメント、計画原案作成、個別支援会議への参加等）に従事し、その旨を指定権者へ事前に届出していること。

6. お申し込み時の必要書類と注意点
受講申込フォームより、以下の書類の画像またはPDFデータをご準備の上、アップロードしてください 。原本の郵送は不要です 。
1. 本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード等（氏名・生年月日確認用）
2. 実務経験証明書：勤務先の法人代表者印（丸印等）の鮮明な捺印があるもの
 - ※個人のシャチハタ印や署名のみは不可となります 。
3. 保有資格証明書の写し：有資格者または国家資格保有者の場合
4. 相談支援初任者研修の修了証書：過去に相談初任者研修（講義部分11時間以上）を修了しており、受講料免除を希望される場合のみ

■ 主催・運営：株式会社LITALICO
■ 本ガイドに関するお問い合わせ：**株式会社LITALICO 支援者研修事務局**
https://form.kenshu.litalico.jp/@litalico-kenshu-contact